

## 第7 一般住宅等の防火安全対策

### 1 住宅用防災機器の設置

#### (1) 適用範囲

住宅火災による死者の低減を目的として、住宅の関係者は、住宅用防災機器を設置し及び維持しなければならない。

住宅とは、法第9条の2第1項に規定する住宅の用途に供される防火対象物（いわゆる戸建住宅、併用住宅、共同住宅等）をいい、その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除いた防火対象物の部分に設置し、維持しなければならない。

#### (2) 住宅用防災機器の設置義務に関する事項（条例第29条の2）

住宅の関係者は、次のいずれかの「住宅用防災機器」を設置し、及び維持しなければならない。

ア 住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）

イ 住宅用防災報知設備（住宅用自動火災報知設備）

#### (3) 住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準（条例第29条の3）

ア 設置する場所

(ア) 就寝の用に供する居室（設計上の「寝室」に限らず、実際に就寝の用に供している居室をいう。以下、この第9において「寝室等」という）

(イ) 寝室等が存する階（避難階を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の上端

(ウ) 3階建て以上の住宅で、寝室等が3階以上の階にある場合、寝室等が存する階の2階層下の階に直上階から通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の下端

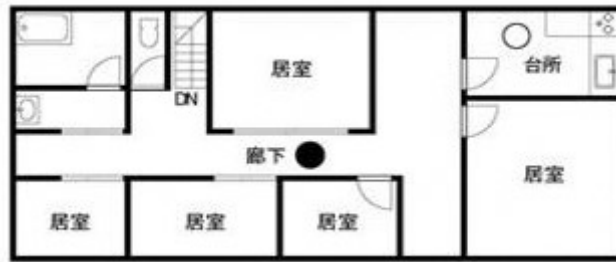
(エ) 3階建て以上の住宅で、寝室等が避難階にのみ存する場合、その他の居室が存する最上階から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の上端

(オ) 上記(ア)から(エ)までにより住宅用防災機器が設置されない階のうち、床面積が7㎡（4畳半程度）以上の居室が5以上存する階のうち、次のいずれかの部分

a 廊下

b 廊下がない場合は、当該階から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたも

のを除く。)の上端



c 廊下及び直下階がない場合は、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の

下端

《設置例》

「2階建て」

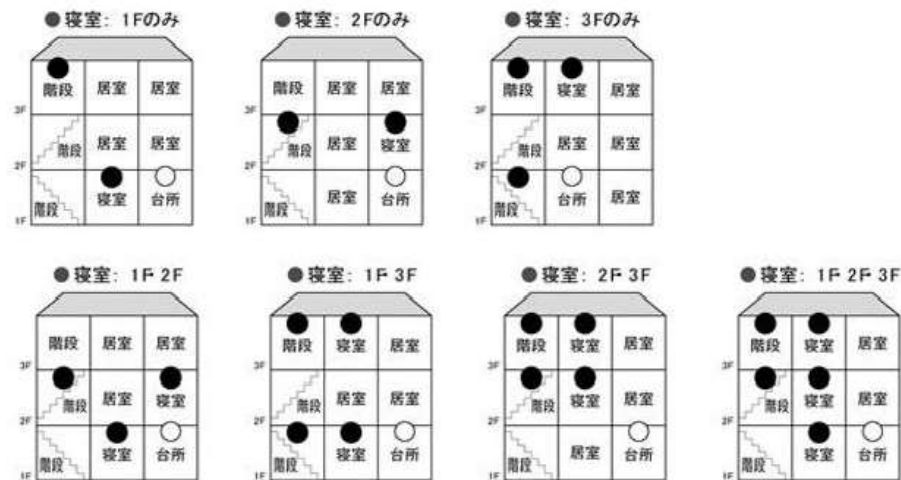


● (義務) 住宅用火災警報器 (煙)

○ (推奨) 住宅用火災警報器 (煙又は熱)

※煙を台所に設置する場合は、調理器から離し、設置位置を検討すること。

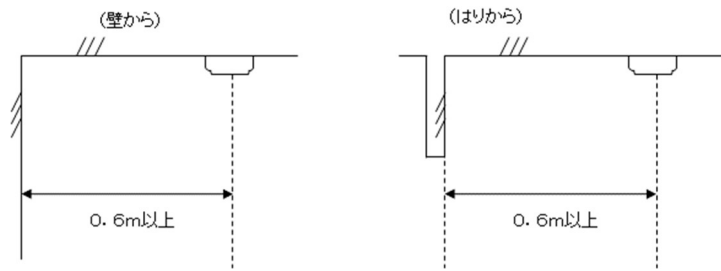
「3階建て」



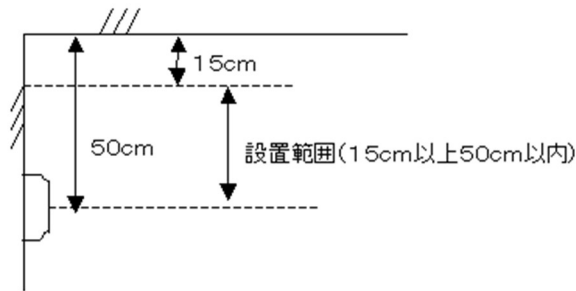
イ 設置場所

(ア) 壁又は梁から0.6m (定温式住宅用火災警報器及び差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器及び補償式スポット型感知器については0.4m) 以上離れた天井の屋内に面する部分。

第7 一般住宅等の防火安全対策

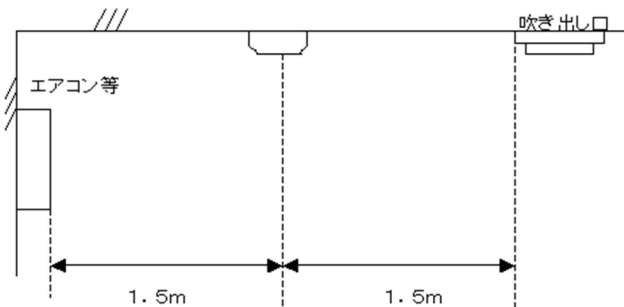


(イ) 天井から下方0.15m以上0.5m以内の壁の屋内に面する部分



ウ 設置してはいけない位置

(ア) 換気口の吹出し口から1.5m未満の場所



(イ) 台所において、通常の調理時に煙又は蒸気の影響を直接受ける場所

(ウ) (ア)、(イ)のほか、住宅用防災警報器の機能に影響を及ぼすおそれのある場所

エ 住宅用防災警報器等の種別

次の(ア)から(イ)までの設置場所区分に応じた種別とすること。なお、原則として煙式のものを設置すること。◇

(ア) 寝室、階段

光電式(煙式)住宅用防災警報器

(イ) 廊下

光電式(煙式)住宅用防災警報器、イオン化式型(煙式)住宅用防災警報器

(4) 住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準(条例第29条の4)前(3)

の例によること。

(5) 設置の免除（条例第29条の5）

ア 次の(ア)から(オ)までの消防用設備等が設置されている住宅の部分は、住宅用防災警報器等を設置しないことができる。

(ア) スプリンクラー設備

(イ) 自動火災報知設備

(ウ) 共同住宅用スプリンクラー設備

(エ) 共同住宅用自動火災報知設備

(オ) 住戸用自動火災報知設備

4 その他

確認申請書に住宅用防災機器等の設置について図示すること。